太田市空き店舗対策リフォーム支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、空き店舗の解消とその有効利用の促進を図り、市内における商業の健全な発展と地域経済の活性化に寄与することを目的として、指定区域に存する空き店舗を賃借しこれをリフォームして新たに小売店、飲食店、事務所等の店舗を開業する者に対して太田市空き店舗対策リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成１７年太田市規則第７６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　指定区域　本市における都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第２号の２の特定用途制限地域をいう。ただし、本市における地区計画制度に定められている地区を除く。

⑵　空き店舗　店舗として使用できる建物（専用住宅及び集合住宅、長屋、貸家等においては台所、便所、浴室を備え、住戸としての賃貸借を主たる目的とした物件を除く。）で、その所有者に賃貸の意思があり、現に使用されていない建物（大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗を除く。）をいう。

⑶　リフォーム　店舗の機能及び性能を維持又は向上させるための店舗の改築、修繕、改修、模様替え等を行うことをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、指定区域に存する空き店舗を賃借しこれをリフォームして新たに店舗を開業する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　当該空き店舗を経営する法人（市内に本店を有しないチェーン店又はフランチャイズ店である場合を除く。）又は個人事業者であること。

⑵　法人にあっては代表者、個人事業者にあってはその個人事業者は当該空き店舗の所有者と生計が同一でなく、かつ、当該空き店舗の所有者の２親等以内の親族でないこと。

⑶　法人にあっては代表者、個人事業者にあってはその個人事業者が住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に補助金の交付の申請を

した日において記録されていること。

⑷　法人にあってはその法人、代表者及び当該代表者の属する世帯の全員、個人事業者にあってはその個人事業者及び当該個人事業者の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。

⑸　太田市暴力団排除条例（平成２４年太田市条例第４号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

⑹　外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。

⑺　食品衛生法(昭和２２年法律第２３３号)、建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)その他関係法令に違反していないこと。

２　前項のリフォーム及び新たな店舗の開業は、補助金の交付の申請をした日の属する年度の１月末日までに完了するものでなければならない。

（補助対象産業）

第４条　補助金は、空き店舗を賃借しこれをリフォームして新たに開業する店舗において営まれる産業が、次の表に掲げる産業のいずれかに該当する場合に交付するものとする。

	補助対象産業	摘要
１	情報サービス業	
２	インターネット附随サービス業	
３	映像・音声・文字情報制作業	
４	各種商品小売業	
５	織物・衣服・身の回り品小売業	
６	飲食料品小売業	
７	機械器具小売業	
８	その他の小売業	
９	専門サービス業	
１０	飲食店	バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。
１１	持ち帰り・配達飲食サービス業	
１２	洗濯・理容・美容・浴場業	一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業及びその他の洗濯・理容・美容・浴場業（他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業に限る。）

		を除く。
１３	その他の生活関連サービス業	火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。
１４	医療業	
１５	保健衛生	
１６	社会保険・社会福祉・介護事業	
備考　この表に掲げる産業の分類は、補助対象産業の欄については日本標準産業分類（令和５年総務省告示第２５６号）における中分類に、摘要欄については小分類及び細分類によるものとする。		

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の適用を受ける場合

⑵　市外に本店のあるチェーン店又はフランチャイズ店である場合

⑶　夜間営業（午後５時以降の営業をいう。）のみを行う場合

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象として不適当と認める場合

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き店舗のリフォームに係る工事費及び備品購入費であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　当該リフォームが、市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する施工業者及び販売業者（法人にあっては代表者、個人事業者にあってはその個人事業者が当該補助対象者（法人にあっては代表者、個人事業者にあってはその個人事業者）と同一である場合を除く。）を利用して行うものであること。

⑵　工事費にあっては、消費税及び地方消費税の額を除く金額が合計２０万円以上であること。

⑶　備品購入費にあっては、消費税及び地方消費税の額を除く金額が１品３万円以上であり、かつ、合計１０万円以上であること。

⑷　工事が伴うリフォームで、備品購入のみではないこと。

⑸　交付申請時点で当該リフォームに着手していないこと。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の総額の２分の１以内の額（その額に１，０００円

未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その上限額は、次のとおりとする。

区分	限度額
指定区域のうち、商業地域又は近隣商業地域の空き店舗	２００万円
指定区域のうち、上記以外の地域の空き店舗	１００万円

２　前項の規定にかかわらず、併用住宅のリフォームで、補助対象経費とそれ以外の経費が明確に区分できない場合は、当該リフォームに要する経費に、店舗部分の床面積を建物全体の床面積で除した割合を乗じて得た額の２分の１に相当する額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

３　補助金は、予算の範囲内において交付する。

（交付の制限）

第７条　補助金の交付は、同一店舗につき１回に限るものとする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第１号)を当該年度の９月末日までに提出しなければならない。

２　規則第５条第１項第４号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

⑴　空き店舗の位置図

⑵　空き店舗の賃貸借契約書の写し

⑶　当該リフォームを行うことについて当該店舗の所有者が同意していることを証する書類

⑷　履歴書

⑸　開業計画書

⑹　個人事業者にあっては住民票の写し、法人にあっては代表者の住民票の写し及び法人登記簿謄本の写し

⑺　当該リフォームを行う前の施工個所(店舗内外)の写真

⑻　見積書(補助対象経費の額を証する書面)の写し

⑼　個人事業者にあっては太田市税等完納照合票（個人又は法人代表者個人用）(様式第２号)、法人にあっては太田市税等完納照合票（個人又は法人代表者個人用）及び太田市税等完納照合票（法人用）(様式第３号)

⑽　太田市消防本部予防課確認票（様式第４号）

⑾　太田市空き店舗対策リフォーム支援事業補助金交付申請に係る誓約書(様式第５号)

⑿　店舗開業に当たって必要となる免許、資格、許可証等の写し

⒀　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付の条件）

第９条　市長は、補助金の交付の決定に当たっては、規則第６条第３項の規定により、次の条件を付するものとする。

⑴　補助金の交付の対象となる店舗を開業後、３年以上継続して営業すること。

⑵　指定区域に既に店舗を有する者にあっては、当該店舗における営業を補助金の交付の対象となる店舗の開業後も継続すること。

⑶　交付決定時点で当該リフォームに着手していないこと。

⑷　前３号に定めるもののほか、市長が必要と認める条件

（権利譲渡の禁止）

第１０条　補助金の交付決定を受けた者は、当該補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定後の変更）

第１１条　リフォームの施工内容の変更等を伴う場合は、補助金等交付決定変更申請書(様式第６号)に必要書類を添えて、規則第１０条の規定による実績報告をする前に提出しなければならない。

（実績報告書の提出期限）

第１２条　補助事業等実績報告書（様式第７号）は、リフォームの完了の日又は新たな店舗の開業の日のいずれか遅い日から１箇月以内に市長に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第１３条　規則第１０条の市長が指定する書類は、次のとおりとする。

⑴　補助対象経費に係る領収書又はその支払を証する書類の写し

⑵　実施したリフォームの内容が分かる明細書及び契約書の写し

⑶　施工箇所(施工中及び施工後)の写真

⑷　第４条に規定する補助対象産業が営まれていたことが分かる書類及び写真

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第１４条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

⑴　偽りその他不正な行為により当該決定を受けたとき。

⑵　第９条に定める条件（同条第１号に定める条件については、正当な理由によりこれを満たすことができないと市長が認めるときを除く。）その他のこの要綱の規定又は法令等に違反したとき。

（書類の整備等）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、その対象となったリフォームに係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該リフォームが完了した日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しておかなければならない。

２　補助金の交付を受けた者は、その対象となったリフォームの完了した日の属する年度から３年間、各年度末に当該リフォームを行った店舗の営業に係る決算書又は確定申告書の写しその他の当該店舗において営業していることが証明できる書類を提出しなければならない。ただし、正当な理由により第９条第１号に定める条件を満たすことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（その他）

第１６条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた者については、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。